

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年 10月3日	令和5年 10月17日	窓口対応のおかしさを指摘すると、大阪市行政に興味あるなら市長になったらどうですかと職員が何回も言ってくるが、生活保護受給者が物理（金）的に無理なのに挑発的な対応を言うてくる理由がわかるもの（市民局所管分）	不存在	号	市民局	総務担当 (総務グループ)
令和5年 10月3日	令和5年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・小口支払基金用内訳書（令和2年1月7日履行確認） ・小口支払基金支払理由書（令和2年1月7日） ・小口支払基金用内訳書（令和5年8月10日履行確認） ・小口支払基金支払理由書（令和5年8月2日） （市民局所管分）	公開	号	市民局	総務担当 (総務グループ)
令和5年 10月3日	令和5年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・支出命令情報（契約）「外付けハードディスクドライブ買入経費の支出について」（令和3年8月16日決裁） ・支出命令情報（契約）「外付けハードディスクドライブ買入にかかる経費の支出について」（令和3年6月15日決裁） ・支出命令情報（契約）「一般事務用外付けハードディスクの購入について」（令和3年11月26日決裁） ・他6件 	部分公開	2 5 号	市民局	総務担当 (総務グループ)
令和5年 10月3日	令和5年 10月16日	自立支援法に元づく交付金をたくさんもらっている大阪市なのに、最低賃金の金額を周知しないで、藤原のりかの周知するのはなぜかわかる文書	不存在	号	市民局	総務担当 (総務グループ)

令和5年 10月20日	令和5年 11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル名一覧（市民局総務部総務担当（企画グループ）分） ・ファイル名一覧（市民局区政支援室地域安全担当分）（市民局所管分） 	公開		号	市民局	総務担当 （総務グループ）
令和5年 10月26日	令和5年 11月9日	<p>市民局の不存在による非公開決定（令和5年10月25日付大市民第496号）の公開請求に係る公文書を保有していない理由には次の記載があります。</p> <p>「正確性は担保されている」ことに対する説明の根拠資料については、インターネット上に公表されている資料や解説等をもとに区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得たもの</p> <p>1. 区民アンケートの回収数が一定以上であることのみをもって「調査結果の分析を行うことができる」とする根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>同じ質問項目については、その回答結果を見比べることで経年の比較ができるとの認識であったが、より詳細に区同士比較、経年の変化を評価、分析する必要がある場合は、本アンケートを見比べた結果のみで判断できるものではないと考えている</p> <p>2. ここで言う「より詳細に区同士比較、経年の変化を評価、分析」の具体内容が示された文書を公開してください。</p> <p>上では「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得た」と記載されています。どのような分析が可能で、どのような分析ができないと考えているのかが具体的にわかる文書です。</p>	不存在		号	市民局	区行政制度担当
令和5年 10月31日	令和5年 11月14日	<p>大阪市HP604030のように所管している法律に国保法5条、6条の記載が書かれているのに、一切無視して必要な教示や案内をやらず、勉強もしないのはなぜかわかる文書</p>	不存在		号	市民局	総務担当 （総務グループ）

令和5年 10月31日	令和5年 11月14日	大阪市の外付けハードディスクを、リース、又はレンタルにしない理由がわかるもの（市民局所管分）	不存在	号	市民局	総務担当 (総務グループ)
令和5年 10月31日	令和5年 12月5日	<p>市民局は当該区民アンケートについて監査に対して「区同士の比較」、「経年でみる」ことが可能であると説明していますが、情報公開審査会からのこのようなことが可能であるとする理論的根拠を検討したのかという質問に対しては、「検討は行っていない」と回答しています。</p> <p>また、市民局は「『正確性は担保されている』ことに対する説明の根拠資料については、インターネット上に公表されている資料や解説等をもとに区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得た」との説明を行っています。</p> <p>「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」とする根拠が示された文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当
令和5年 10月31日	令和5年 12月5日	<p>市民局は当該区民アンケートについて監査に対して「区同士の比較」、「経年でみる」ことが可能であると説明していますが、情報公開審査会からのこのようなことが可能であるとする理論的根拠を検討したのかという質問に対しては、「検討は行っていない」と回答しています。</p> <p>また、市民局は「『正確性は担保されている』ことに対する説明の根拠資料については、インターネット上に公表されている資料や解説等をもとに区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができると知見を得た」との説明を行っています。</p> <p>「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」とする根拠が示された文書を公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当